

第 12 回 これからの学術情報システム構築検討委員会 議事要旨

1. 日時：平成 27 年 10 月 19 日（月）15：00～18：00

2. 場所：学術総合センター 19 階 会議室

3. 出席者：

（委員）

佐藤 義則	東北学院大学 文学部 教授
熊淵 智行	東京大学附属図書館 情報管理課長
甲斐 重武	京都大学附属図書館 事務部長
山田 奈々	青森県立保健大学 図書課 主査
原 修	立教大学図書館 利用支援課 課長
近藤 茂生	立命館大学図書館 学術情報部 次長
小山 憲司	日本大学 文理学部 教授
大向 一輝	国立情報学研究所 コンテンツ科学系 准教授／学術基盤推進部 学術コンテンツ課 コンテンツシステム開発室長・図書室長
細川 聖二	国立情報学研究所 学術基盤推進部 学術コンテンツ課長
高橋 菜奈子	国立情報学研究所 学術基盤推進部 学術コンテンツ課 副課長

（欠席）

渡邊 俊彦	鹿児島大学 学術情報部長
呑海 沙織	筑波大学 図書館情報メディア系 教授

（陪席）

小野 亘	東京学芸大学 教育研究支援部 学術情報課長
佐藤 初美	筑波大学 附属図書館 情報サービス課長
酒井 清彦	国立情報学研究所 学術基盤推進部 次長

（事務局）

上村 順一	国立情報学研究所 学術基盤推進部 学術コンテンツ課 学術コンテンツ整備チーム係長（CiNii/新 CAT 担当）
齊藤 泰雄	国立情報学研究所 学術基盤推進部 学術コンテンツ課 学術コンテンツ整備チーム係長（CAT/ILL 担当）
古橋 英枝	国立情報学研究所 学術基盤推進部 学術コンテンツ課 学術コンテンツ整備チーム係員（CAT/ILL 担当）

< 配付資料 >

委員名簿

1. 第 11 回これからの学術情報システム構築検討委員会議事要旨
- 2-1. 電子リソースデータ共有作業部会活動について
- 2-2. ERDB-JP のパートナー対象外機関について
- 3-1. NACSIS-CAT 検討作業部会活動報告
- 3-2. NACSIS-CAT 検討作業部会検討事項

- 3-3. 項目別検討状況一覧
- 3-4. 作業部会の今後の検討フロー
4. NACSIS-CAT の今後の検討スケジュールについて
5. これからの学術情報システム構築検討委員会年間スケジュール
6. これからの学術情報システム構築検討委員会 Web サイトの修正について

参考資料

1. ERDB-JP のパートナー登録申請状況
2. 電子リソースデータ共有作業部会について
3. NACSIS-CAT 検討作業部会の設置について
4. 図書館総合展（国公立大学図書館協力委員会シンポジウム）について

4. 議事：

前回（第 11 回）委員会の議事要旨についてはメール審議を経て 4/8 付で確定したため、委員会内での確認は割愛した。

（1）電子リソースデータ共有作業部会の活動について（審議）

小野主査より、資料 2-1 に基づき今年度および次年度以降の電子リソースデータ共有作業部会の活動計画についての提案があった。

審議の結果、提案された計画に沿って引き続き調査を進めることになった。今後の展望も含めたミッションの再設定については、次回委員会で作業部会から改めて提案することとなった。

審議にあたって行われた質疑・意見交換は次のとおりである。

- JUSTICE の交渉対象は国外雑誌が中心であり、国内刊行電子リソースのナレッジベースである ERDB-JP に混ぜるとポリシーに反するのではないかと。
 - JUSTICE 交渉対象パッケージに関しては、ERDB-JP というよりは資料 2-1 のミッションの（イ）の課題であり、どのプラットフォームでどのように提供するのかは未確定である。
- 作業部会には今後も海外ナレッジベースも含めて、電子リソース全体をどのように扱っていくのか検討をしていただきたい。
- ライセンス情報については、価格以外の部分にも大学だけを対象にした条項が含まれているため、対象外機関に対しても同じ情報でサービスすることは難しいかもしれない。場合によっては ERDB-JP とライセンス情報を管理するプラットフォームとではサービス対象が異なるのではないかと。
 - GOKb や KB+ で始まっているのは、ライセンス情報のテンプレートの共有であり、実際に各機関で実施しているサービス内容と同一ではないことが注記されている。
- 全体的に「データの品質向上に向けた活動」が中心的な作業になっている印象だが、

具体的な解決策は存在するのか。

- 徐々にパートナー機関が増加しており、作業も進めているが、制度やシステムの構築ができていない段階である。
- 今後は効率化の仕組みができる、という理解でよいか。
- 効率化の仕組みというよりは、機械的に解決できる部分と人的に解決しなければならない部分があり、これらの整理が必要だと認識している。
- 実際にリンク切れになっているデータ量について作業部会は把握しているのか。
 - 把握している。
 - 調査結果を委員会に提示していただけると議論をしやすいのではないか。

(2) ERDB-JP のパートナー対象外機関について (審議)

小野主査より資料 2-2 に基づき現時点での未承認機関について説明があった。また、同様の条件を持つ機関より申請があった場合にはメール審議で承認作業を実施してよいか確認があった。

審議の結果、当該 2 機関の参加が許可され、今後の承認作業についても提案通り承認された。また、利用規則等について、次回作業部会から提案することとなった。

(3) NACSIS-CAT 検討作業部会の活動について (報告)

佐藤主査から資料 3-1~3-4 に基づいて説明があり、意見交換の結果、作業部会については現在洗い出されている項目に関して引き続き検討を進めることになった。電子リソースのメタデータ作成及び利用者への提供サービスの範囲については委員会の継続審議事項となった。

報告に対して行われた質疑・意見交換は次のとおりである。

[NACSIS-CAT について]

- 大学側は恐らく「こういう方針になったらこうなる」という選択肢がいくつか示されると、理解が進むのではないか。作業部会からそういった検討結果が出てくるとよいのではないか。
- 資料 3-2 の B と D の違いはなにか。
 - A と B は第 11 回の本委員会委資料 3-1 から抜き出した項目であり、C と D は議論の過程で派生した項目である。資料には掲載されているが、現時点で実際に検討が進んでいるのは A と C である。B と D については次回以降検討を進めたいと考えている。
- 委員会と作業部会の役割について確認をしておきたい。例えば、総合目録データベースを維持するパターン・維持しないパターンといった提案は、作業部会に案を出していただくのか。
 - 作業部会としては、過去の委員会で議論されている内容について改めて検討しなおす場とは認識していない。
 - 参考資料 2 にある通り、作業部会が最終的に目指すところはシステム要件の定義である。この作業のために必要な周辺要素に関する議論は適宜行っていた

きたい。ただし、最終的な調整については委員会側の役割だと考えている。

- ミッションになっているシステム要件の具体的なイメージについては、いつの時点でご指示いただけるのか。
 - 本日の委員会がその場だと考えている。
- 総合目録は維持するということによいか。
 - より正確には総合目録的な機能は維持する、ということではないか。
 - 目録を作成するための環境を用意する、という意味である。
 - 目録の作成環境を共有する、という部分と所蔵登録による所蔵情報の共有という部分は全く別の問題である。所蔵情報の共有も含むのであれば、ILLのためだけではなく、参考資料 2 に記載されているミッションの 4 番目のようなサービスの拡大につながる目的が必要なのではないか。
 - 各大学の現場において混乱を招かないためにも、今後もある程度従来の機能を残していく必要があると考えており、そういった意味で所蔵登録も残すべきだと考えている。
- 参考資料 3 の図について様々な解釈は存在するかもしれないが、現行システムの実要件は基本的に維持する図になっている。ただし、過去のシステム面における制約については、整理して使いやすいシステムに改善する必要がある。また、現行のように所蔵がある書誌しか存在し得ないデータベースである必要はなく、所蔵がない書誌も格納することもできる。最終的なアウトプットとして現在の CiNii Books の中で名寄せしてみせることは可能である。
- 現行を著しく変更した場合に、ローカルシステムの対応等、各機関に与える影響は大きく、これらについて個々の努力に委ねるのは委員会として無責任な判断になるのではないか。印刷体については、書誌を作り、所蔵をつける、という機能は残るのではないか。
 - 図書館の現場としても、財政的にも人的にも現状の枠組みを大幅に変えるのは難しいと考えている。
- 「総合目録」という言葉の範囲について確認をしておきたい。
 - 統合的検索システムという意味での総合目録ではなく、NACSIS-CAT を指すのであればそこには電子リソースは含まれないのではないか。

[電子リソースの管理について]

- 1つの書誌において媒体・条件を問わずアクセス情報を一覧できるようにすることが最終目標だと考えている。ナレッジベースは同一書誌に対してアクセス情報が複数ある場合、書誌単位でブロックされた情報なのか、また、書誌情報とリンクする識別子を持っているのか。
 - ナレッジベースはフラットなデータで、同一書誌に対して複数の条件がある場合にはその個数分データが存在する。ただし、ISSN 等の識別子を持っているため、相互にリンクすることは可能である。有料誌における各機関のアクセス可能範囲については、ローカル情報として別途追加して管理することとなる。
 - つまりナレッジベースを提供するということと、それを統合的検索システムとして提供することの間には相当数の工程と手立てが必要であり、実現するには

実際にどの程度の作業が必要なのかを明らかにしておいたほうがよいのではないか。

- 実現した方がよいかどうかについては、他機関の契約情報を把握する必要があるのかどうか、という点が論点になる。
- 必ずしも完全ではないが、オープンアクセス誌と自機関の契約誌の管理については、商用のナレッジベースを契約すれば実現できるが、これとは別に紙と同じように ILL が必要なのか。
- 他機関が契約している、という情報だけでは役には立たないし、実はどこも契約しておらず、オープンアクセスでもないが、PPV では読める、という場合もあり、パターンは多岐に渡る。
- しかし工程が相当数だとしても、利用者側に電子・紙といった媒体を問わずアクセス情報を一覧したいというニーズがあるのは明らかであり、特に電子書籍については、CiNii Books のような書誌単位からのダイレクトなアクセスが必要で、電子ジャーナルのように論文単位からリンクリゾルバで誘導する、というのは考えづらい。
- 電子リソースデータ共有作業部会でも ILL 可否やウォークインユーザーの利用可否等のライセンス情報の提供について検討はしたが、前述のとおり、JUSTICE が持っているライセンス情報はテンプレートであり、各機関における実際の対応可否であるローカル情報については個別作業になるため、検討が止まっているのが実情である。
- 各機関の作業部分が課題になるのであれば、作業部会の検討案件ではなく、国公私立大学図書館協力委員会や各図書館協会・協議会等の案件になるのではないか。
- 現場における電子リソースの管理状況は紙媒体のように整理されたものではなく、リアルタイムでライセンス情報だけでなくローカル情報もメンテナンスし続けるのは現時点では非現実的に思える。
- 電子書籍については、資料 2-1 の計画に挙げていただいた「メタデータ、契約情報の体系的な収集検討」について進めていただくことで、少しは解決するのではないか。
- 電子ジャーナルについても、メリットが出るまでにかかる工程とは別に、図書館コミュニティとして解決しなければならない問題なのであればミッションに掲げておく必要があるのではないか。
- 利用面において電子媒体をどのように扱うのか、という議論とは別に、作成面の支援という意味でも、紙資料以外に対象を広げていくのかどうか議論が必要なのではないか。電子書籍も議論の対象に含めなければ業務が成立しないのか、必要ないのか。

(4) NACSIS-CAT の今後の検討スケジュールについて (審議)

佐藤委員長より資料 4 に基づいて説明があり、詳細なスケジュールについては継続して検討を進めることとなった。

審議にあたって行われた質疑・意見交換は次のとおりである。

- 現行システムの稼働スケジュールや次のシステムの形式に合わせたデータ変更の有無等についても方針を確定し、各機関に早急に示す必要があるのではないかと。
- イメージとしては制限された CATP プロトコルを考えていただければよいのではないかと。現行システムに何かを付加することになると全図書館システムに大きな影響を与えることになる。付加するのではなく、例えばある時点から VOL が追加できなくなる等の制限が徐々にかかる、というイメージの方が実際の現象に近いのではないかと。
 - どのような方法を採用する場合もローカルシステムへの影響評価が必要である。
 - VOL の追加以外に親子書誌はどのように扱うのか、外部 MARC をそのまま利用することについても品質をどのように判断するのか、といった課題が残っている。

(5) 平成 27 年度の検討の進め方について（審議）

事務局より資料 5 に基づいて説明があった。審議の結果、現時点の検討状況について 5 月 29 日付で提示した文書の最新版を作成し、各関連委員会等で提示するとともに委員会 Web サイトで公開することとなった。また、参考資料 4 のとおり、第 17 回図書館総合展の国公立大学図書館協力委員会主催のシンポジウムで佐藤委員長および甲斐委員の発表があることが報告された。

審議にあたって行われた質疑・意見交換は次のとおりである。

- 本委員会の検討状況について、5 月の時点で一度文書を公開しているが、それと同じような形式で最新版を作ってはどうか。
 - 11 月 6 日に国公立大学図書館協力委員会がある。この場でまずは現段階の検討状況の報告をしたい。その後、国公立等の各協会・協議会での通知・意見交換へとつなげたい。
- 文書の作成時には NACSIS-CAT の軽量化・合理化は手段であって目的ではない、という点に留意する必要がある。外部との相互運用性を向上させることによって効率化をはかることが目的であり、書誌のフラット化も外部 MARC の利用も手段の一つでしかない。
- 詳細なシステム運用スケジュールを現時点で提示するのは難しいのではないかと。
 - ある程度の具体的な内容を盛り込む必要があるのは理解しているが、決定事項であるという誤解が生じないように提示する必要がある。詳細は今後、各機関と NII とで協議をしながら詰めていく必要がある。
 - 特に各機関側が注目しているのは現行システムと次のシステムがどのように稼働するのか、並行稼働するのか、といった点だと認識している。その点については一定期間並行稼働する予定、と示しておく。
 - 並行稼働ではなく、CATP プロトコルの一部制限でよいのではないかと。
 - 新システムの構築ではなく CATP プロトコルの一部制限、という運用であれば、

2020 年開始である必要はなく、もっと早い段階でも環境を整えば可能である。
ただし新機能を盛り込むのであれば事情が異なる。

- 現時点では機能・方針ともに検討段階である以上、明示できる段階ではない。
- 基本方針については本委員会の上位組織である推進会議に諮っていく必要があるが、来年の 7 月時点で何も合意が得られない、という状況は考えづらい。2 月の推進会議で審議していただき、7 月には了承いただく、という流れでよいのではないか。
 - 基本方針とは、先ほどの議論にあった通り外部との相互運用性の向上だと理解しているが、今回作成する文書にもその点は明記されるのか。
 - 今回の文書に前提部分を詳細に記載すると、分量が多くなり、論点が不明瞭になる。冒頭では当然触れるが、基本的には 5 月 29 日付の「これからの学術情報システムの在り方について」の方針部分を前提にした文書としたい。

(6) これからの学術情報システム構築検討委員会 Web サイトの修正について（審議）
事務局より資料 6 に基づいて説明があり、案のとおり修正が承認された。

以上